

② サイト内検索 (e-Gov)  

[ホーム > 政策評価について >](#)

## 規制の事前評価(RIA)

### 規制の事前評価(RIA)

規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成 16 年3月 19 日閣議決定)に基づき、平成 16 年 10 月 1 日から 19 年9月末まで各行政機関において試行的に実施されていたものです。

金融庁では、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」(内閣府規制改革・民間開放推進室作成)に沿って、規制影響分析(RIA)を試行的に実施しました。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)」の一部改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、各行政機関に対して規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価(「規制の事前評価」)の実施が新たに義務付けられました。

(注)実施義務付けの対象となる規制は、法律又は政令

### 平成 19 年度規制影響分析実施要領(試行的実施分)

(19 年9月以前(試行的実施分))

- 規制影響分析書(信託業の定義から除外する行為の明確化、自己信託の登録が必要となる多数の者が受益権を取得する場合の規定)(平成 19 年4月4日公表)(PDF: 26K)

(19 年 10 月以降(義務付け以降の実施分))

- 規制の事前評価書(保険会社による信託契約と投資顧問契約等の締結の代理等を認める)(平成 19 年 12 月 27 日公表)(PDF:103K)
- 規制の事前評価書(信託会社等の届出事項に、信託業法第 34 条第 1 項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類の縦覧を開始した場合の届出を追加等する。)(平成 20 年 2 月 1 日公表)(PDF:71K)
- 規制の事前評価書(要旨)(PDF:111K)、規制の事前評価書(PDF:117K)  
(いわゆるプロ向け市場の創設)(平成 20 年 3 月 3 日公表)
- 規制の事前評価書(要旨)(PDF:146K)、規制の事前評価書(PDF:131K)  
(銀行・証券・保険会社間のファイアーオール規制の見直し)(平成 20 年 3 月 3 日公表)
- 規制の事前評価書(要旨)(PDF:105K)、規制の事前評価書(PDF:87K)  
(金融商品取引所による金融商品類似市場の開設の解禁)(平成 20 年 3 月 3 日公表)
- 規制の事前評価書(要旨)(PDF:110K)、規制の事前評価書(PDF:99K)

(投資信託の多様化)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\) \(PDF:110K\)](#)、[規制の事前評価書 \(PDF:117K\)](#)

(外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\) \(PDF:107K\)](#)、[規制の事前評価書 \(PDF:95K\)](#)

(銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\) \(PDF:108K\)](#)、[規制の事前評価書 \(PDF:98K\)](#)

(銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出権の現物取引等の解禁)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\) \(PDF:111K\)](#)、[規制の事前評価書 \(PDF:148K\)](#)

(銀行等に対する議決権保有制限の緩和)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\) \(PDF:109K\)](#)、[規制の事前評価書 \(PDF:149K\)](#)

(銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入)(平成 20 年3月3日公表)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2008 金融庁 All Rights Reserved.

① サイト内検索 (e-Gov)  

ホーム > 政策評価について >

## 規制の事前評価(RIA)

### 規制の事前評価(RIA)とは

規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)」の一部改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、各行政機関に対して規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価(「規制の事前評価」)の実施が新たに義務付けされました。

(注)実施義務付けの対象となる規制は、法律又は政令

### 平成 20 年度実績分

- [規制の事前評価書\(信託契約代理店の届出事項等の緩和\)\(平成 20 年 4 月 25 日公表\)\(PDF:82K\)](#)
- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:116K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:96K\)](#)  
(ETF(上場投資信託)の多様化)(平成 20 年 5 月 9 日公表)
- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:88K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:119K\)](#)  
(電子債権記録機関の指定に関する規定)(平成 20 年 6 月 23 日公表)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2008 金融庁 All Rights Reserved.

20年度分 規制の事前評価書  
(信託業法施行規則改正)

規制の事前評価書

政策の名称	信託契約代理店の届出事項等の概要						
担当部局	金融庁税務企画局企画課信託法令準備室 電話番号:03-3506-6000(内線3582、3560) e-mail: RIA@fsa.go.jp						
評価実施時期	平成20年4月25日						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>現状、信託契約代理店は、営業所等の設置・所在地の変更・廃止等、登録事項に変更があった際には、その日から2週間以内に主たる営業所等を管轄する財務局並に登録事項変更届出書を提出しなければならない。また、届出書の添付書類として、営業所等の設置登記の「法人の登記事項証明書」及び「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」が必要であり、営業所等の所在地の変更・廃止時に「法人の登記事項証明書」が必要である。(信託業法第71条第1項、信託業法施行規則第74条第1項)</p> <p>今般、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登録事項変更届出書についても同様に、規制の変更を行う。また、これと併せて信託会社の登録事項変更届出についても同様に、規制の変更を行う。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登記事項証明書を入手するためには、当該信託契約代理店は管轄法務局・地方法務局に対し登録登記申請を行い、登録登記を了する必要がある。しかし、登録登記の標準処理期間は約10日間とされおり、そのため、2週間以内に登録事項変更届出書を提出できない場合がある。</p> <p>さらに、当該届出書の提出が遅延した場合、所属信託兼營業金融機関・所属信託会社は、不祥事件報告書を提出しなければならない(信託業法施行規則第48条)。</p> <p>このように、登録事項変更届出に関する事務負担が、登記事項証明書の入手に一定の期間を要することにより発生していることを踏まえ、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登録事項変更届出の添付書類について見直しを行う。</p>						
法令の名称・関連条項とその内容	信託業法施行規則第23条第1項、第74条第1項、別表第一、第十						
想定される代替案	信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登録事項変更届出について、全ての添付書類(「法人の登記事項証明書」、「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」)を不要とする。						
規制の費用	<table border="1"> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>営業所の構造のための事務コストが増加。</td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>特になし。</td> </tr> </table>	(遵守費用)	登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。	(行政費用)	営業所の構造のための事務コストが増加。	(その他の社会的費用)	特になし。
(遵守費用)	登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。						
(行政費用)	営業所の構造のための事務コストが増加。						
(その他の社会的費用)	特になし。						

規制の便益	<p>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化。 ・所屬信託業者金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</p>	<p>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化 ・所屬信託業者金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本業を現状と比較すると、営業所の確認のための事務コストの増加が考えられるものの、信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化等の便益が発生するにとから、全体として便益が増加するなど考えられる。 また、本来と代替案を比較すると、いずれにおいても同様の便益が発生する一方、代替案においては、当局が営業所等の体制を確認できず、適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われ利用者保護に支障が生じるおそれがあるため、本業による改正が適当である。</p>	
備考		<p>「規制改訂推進のための3か年計画（まだ）」（平成20年3月25日閣議決定）において、「信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和」について、平成20年度内に下記の「検査・措置」を行うこととされている。 「顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類の見直しを行う。」</p>

規制の事前評価書(要旨)

## 20年度分 規制の事前評価書 及び投資法人に関する法律施行令等改正)





## 20年度分 規制の事前評価書 (投資信託及び投資法人に関する法律施行令等改正)